

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

| 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 | | 事業年度又は連結事業年度 | ・ ・ | 法人名 | () | |
|---|---|----------------------------|--------------------------------------|-----|-----|-----|
| 資産区分 | 種類 | 1 | | | | |
| | 構造 | 2 | | | | |
| | 細目 | 3 | | | | |
| | 取得年月日 | 4 | ・ | ・ | ・ | |
| | 事業の用に供した年月 | 5 | | | | |
| | 耐用年数 | 6 | 年 | 年 | 年 | |
| 取得価額 | 取得価額又は製作価額 | 7 | 外 円 | 外 円 | 外 円 | |
| | 圧縮記帳による積立金計上額 | 8 | | | | |
| | 差引取得価額 (7)-(8) | 9 | | | | |
| 償却額計算の基礎となる額 | 償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額 | 10 | | | | |
| | 期末現在の積立金の額 | 11 | | | | |
| | 積立金の期中取崩額 | 12 | | | | |
| | 差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12) | 13 | 外△ | 外△ | 外△ | |
| 当期分の普通償却限度額等 | 損金に計上した当期償却額 | 14 | | | | |
| | 前期から繰り越した償却超過額 | 15 | 外 | 外 | 外 | |
| | 合 計 (13)+(14)+(15) | 16 | | | | |
| | 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額償却額計算の基礎となる金額 (16)-(17) | 17 | | | | |
| | 差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$ | 19 | | | | |
| | 平成19年3月31日以前取得分 | (16)>(19)の場合 | 旧定率法の償却率 | 20 | | |
| | | | 算出償却額 (18)×(20) | 21 | 円 | 円 |
| | | | 増加償却額 (21)×割増率計 (21)+(22)又は(18)-(19) | 22 | () | () |
| | (16)≤(19)の場合 | 算出償却額 (19)× $\frac{1}{60}$ | 24 | | | |
| | | 定率法の償却率 | 25 | | | |
| 調整前償却額 (18)×(25) | | 26 | 円 | 円 | 円 | |
| 平成19年4月1日以後取得分 | 保証率 | 27 | | | | |
| | 償却保証額 (9)×(27) | 28 | 円 | 円 | 円 | |
| | (26)<(28)の場合 | 改定取得価額 | 29 | | | |
| | | 改定償却率 | 30 | | | |
| | | 改定償却額 (29)×(30) | 31 | 円 | 円 | 円 |
| | 増加償却額 (26又は31)×割増率計 (26又は31)+(32) | 32 | () | () | () | |
| | 当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33) | 34 | | | | |
| 当期分の償却限度額 | 特別償却限度額 (35) (条 項) (条 項) (条 項) (条 項) (条 項) | 35 | () | () | () | |
| | 特別償却限度額 | 36 | 外 円 | 外 円 | 外 円 | |
| 当期償却額 | 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 | 37 | | | | |
| | 合 計 (34)+(36)+(37) | 38 | | | | |
| 差引 | 償却不足額 (38)-(39) | 40 | | | | |
| | 償却超過額 (39)-(38) | 41 | | | | |
| 償却超過額 | 前期からの繰越額 | 42 | 外 | 外 | 外 | |
| | 当期償却不足によるもの | 43 | | | | |
| | 積立金取崩しによるもの | 44 | | | | |
| | 差引合計翌期への繰越額 (41)+(42)-(43)-(44) | 45 | | | | |
| | 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40)-(43)と(36)-(37)のうち少ない金額) | 46 | | | | |
| 特別償却不足額 | 当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 | 47 | | | | |
| | 差引翌期への繰越額 (46)-(47) | 48 | | | | |
| | 翌期への繰越額 | 49 | | | | |
| | 当期分不足額 | 50 | | | | |
| 適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((40)-(43)と(36)のうち少ない金額) | 51 | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

P77~80参照

P80参照

別表十六(二) 合三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83～86参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|---|--|-------|---|
| 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却 | 令和3年旧措置法第68条の10第1項 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第1号) | 10598 | 別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額 |
| | 令和3年旧措置法第68条の10第1項 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第2号) | 10600 | |
| | 令和3年旧措置法第68条の10第1項 (令和3年旧措置法第42条の5第1項第3号) | 10602 | |
| 中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却 | 第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号) | 10030 | |
| | 第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号) | 10033 | |
| | 第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号) | 10036 | |
| | 第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号) | 10039 | |
| 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却 | 第68条の14第1項 | 10605 | |
| 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却 | 第68条の14の2第1項 | 10291 | |
| 地域経済牽引 ^{けん} 事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却 | 第68条の14の3第1項 | 10580 | |
| 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却 | 第68条の15第1項 | 10551 | |
| 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却 | 令和3年旧措置法第68条の15の4第1項 | 10428 | |
| 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却 | 第68条の15の5第1項 | 10584 | |
| 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却 | 第68条の15の6の2第1項 | 10636 | |

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|---------------------|--------------|-------------|---|
| 事業適応設備を取得した場合等の特別償却 | 第68条の15の7第1項 | 10644 ※1 | 別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額 |
| | 第68条の15の7第3項 | 10648 ※2 | |

※1 区分番号「10644」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に情報技術事業適応設備の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10648」は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に生産工程効率化等設備等の取得等をした場合が該当します。

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|---------------------|--|-------|---|
| 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却 | 令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号 | 10614 | 別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額 |
| 特定船舶の特別償却(船舶の特別償却) | 「第68条の16第1項第1号」※1又は「令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ」※2 | 10623 | |
| | 「第68条の16第1項第2号」※1又は「令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ」※2 | 10625 | |
| | 「第68条の16第1項第3号」※1又は「令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ」※2 | 10627 | |

※1 第68条の16第1項第1号、第68条の16第1項第2号、第68条の16第1項第3号は、令和3年4月1日以後に特定船舶の取得等をした場合が該当します。

※2 令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ、令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハは、令和3年4月1日前に船舶の取得等をした場合が該当します。

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|---|---|-------|---|
| 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却 | 第68条の17第1項 | 10504 | 別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額 |
| 被災代替資産等の特別償却 | 第68条の18第1項の表の第1号 | 10591 | |
| | 第68条の18第1項の表の第2号 | 10593 | |
| 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 | 第68条の19第1項 | 10303 | |
| 特定事業継続力強化設備等の特別償却 | 第68条の20第1項 | 10629 | |
| 共同利用施設の特別償却 | 第68条の24第1項 | 10306 | |
| 特定地域における工業用機械等の特別償却 | 令和3年旧措置法第68条の27第1項 (令和3年旧措置法第45条第1項の表の第1号) | 10119 | |
| 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 | 第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第1号) | 10510 | |

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|---------------------------------------|-------------------------------|-------------|---|
| 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 | 第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第2号) | 10513 | 別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額 |
| 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却 | 第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第3号) | 10516 | |
| 沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却 | 第68条の27第1項 (第45条第1項の表の第4号) | 10134 | |
| 特定地域における産業振興機械等の割増償却 | 平成27年旧措置法第68条の27第2項の表の第1号 | 10437 ※1 | |
| | 第68条の27第2項の表の第1号 | 10653 ※2 | |
| | 第68条の27第2項の表の第2号 | 10556 ※3 | |
| | 第68条の27第2項の表の第3号 | 10543 ※4 | |
| | 第68条の27第2項の表の第4号 | 10519 ※5 | |
| | 令和3年旧措置法第68条の27第2項の表の第4号 | 10558 ※6 | |

※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「10653」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「10556」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第2号)を記載してください。

※4 区分番号「10543」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第3号)を記載してください。

※5 区分番号「10519」は、平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合が該当し、令和3年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について同措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和3年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の27第2項の表の第4号)を記載してください。

※6 区分番号「10558」は、令和3年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、振興山村に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|--------------------------------|-------------|------------|---|
| 医療用機器等の特別償却 | 第68条の29第1項 | 10324 | 別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額 |
| | 第68条の29第2項 | 10631 | |
| | 第68条の29第3項 | 10633 | |
| 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却 | 第68条の31第1項 | 10330 | |
| 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 | 第68条の33第1項 | 10595 ※ | |

※ 区分番号「10595」は、平成30年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、平成30年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の33第1項)を記載してください。

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|----------------|---|------------|---|
| 特定都市再生建築物の割増償却 | 第68条の35第1項 (同条第3項第1号) | 10449 | 別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額 |
| | 「第68条の35第1項」、「平成31年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成27年旧措置法第68条の35第1項」 (「第68条の35第3項第2号」、「平成31年旧措置法第68条の35第3項第1号ロ」又は「平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ」) | 10452 | |
| 倉庫用建物等の割増償却 | 平成28年旧措置法第68条の36第1項 | 10342 ※ | |
| | 第68条の36第1項 | 10575 ※ | |

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

| 法人税関係特別措置 | ①租税特別措置法の条項 | ②区分番号 | ③適用額 |
|--------------------------|----------------------------|-------|---|
| 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 | 「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」 | 10186 | 別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額 |